



来賓挨拶

特許庁長官

小宮義則

特許庁長官の小宮でございます。本日は、この歴史ある特許懇の懇親会のお場にお招き頂き、誠にありがとうございます。私が12、13年前経済産業政策局の知的財産政策室長をしている時分に一度だけ、この特許懇に招待された経験がありまして、12、13年ぶりの特許懇でございます。実は今日の朝、インドネシアから戻ってきたところです。最初はお昼の便で飛ぶ予定でしたが、今晚この特許懇があるということで、国際政策課に無理を言って、夜行便で帰って参りました。朝に羽田に着いて午後から出勤し、こういうことになっています。

伝統ある特許懇の場で挨拶をさせていただくことは誠に光栄でございます。まずは長年にわたり知的財産行政に貢献されてきた諸先輩方に心から敬意を示すとともに、庁内で日々業務に励んでいる会員の皆様に、この場を借りてお礼を申し上げます。本日は、特許庁の審査官、審判官をはじめ、多くの諸先輩の方々、それから裁判官、審議会委員や関係諸団体の皆様など、我が国の特許制度を支えてくださっている皆様にご出席いただいております。特許懇の懇親会がかくも盛大に催されますこと、心からお祝い申し上げます。

ところで、新たな時代に対応した特許制度のあり方ということについて鑑みますと、企業のグローバルなビジネスが進展した点でございます。これによ

りまして、我が国の知的財産の国際収支は2兆円を超える黒字となっており、我が国の産業構造は、国内で生産した製品を輸出して稼ぐ構造から、高い技術力やブランド力、優れたデザインを支えに知的財産で稼ぐ構造に移行しているといえます。IoTや人工知能等を推進力とする第4次産業革命が各国で進展しております。新しいパラダイムの下で国際競争に勝ち抜ける企業戦略、それを支える知財制度をはじめとしたビジネスインフラの整備が喫緊の課題となります。政府は、日本再興戦略2016におきまして、「第4次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進」を掲げており、特許庁においても、新たな時代に対応した特許制度の在り方について検討を進めてまいります。

昨今、新興国市場の成長による輸出先の拡大、生産拠点・研究開発拠点の海外進出、更には情報通信技術の革新による企業活動のグローバル化が進展致しまして、知的財産戦略もグローバル化・高度化しております。こうした状況を反映して、我が国における特許出願件数や審査請求件数は近年漸減傾向であるものの、特許出願件数に対する特許登録件数の割合は増加傾向で、2000年の29%から、2014年におきましては70%にまで増加しているところがあります。こういうことから、特許出願及び審査請求の厳選が根付いて、企業等の知的財産戦略において量から質への転換が図られていることがうかがえるわけでございます。また、日本国特許庁を受理官庁と致しました、PCT国際出願の件数は増加傾向を示しており、2015年は過去最高の件数43,097件というふうになっております。

さきほど私の出張の話をしましたけれども、インドネシアでは、日アセアン特許庁会合を致しますとともに、アセアンの各国の知財庁や特許庁の長官とバイ会談を行いました。また、インドネシアに行く前の先週の後半は、インドに行きまして、インドにおけるこの審査期間の短縮に向けて、日本の特許庁の協力の推進や、まだインドはPPHに入っておりませんので、インドにもPPHに入ってほしいといった要請もしたところでございます。

いずれにいたしましても、我が国の特許のシステ

ムにつきましては、今後、特許審査体制の更なる整備・強化や品質管理等を通じまして、世界最速・最高品質の審査を実現してまいります。特に、品質管理システムの構築に関しては、審査品質管理小委員会が新設され、外部有識者の客観的な評価を庁内の取組に反映させる新たな試みを通じて、品質向上に努める所存であります。他の海外特許庁にも例がない先駆的な取組として海外特許庁の品質管理担当者からも高い注目を集めているところであります。



「世界をリードする審査の実現によるグローバルな事業展開支援の強化」を掲げまして、今から申し上げる3つを柱として具体的な取組を進めていくこととしております。一つ目は、日本の世界最速・最高品質の特許審査結果の国際発信・利用促進、二つ目は、世界の知的財産保護環境の向上の主導、三つ目は、日本企業の海外展開を支援する体制の充実であります。ユーザーの皆様からの声を取り入れながら、今後、この3つの柱に基づき、積極的に取り組んでまいります所存であります。

内容となっております。域内経済、とりわけ新興国において、知的財産の利活用が促進されることが期待されます。現在、この二つの法案が国会で継続審議となっているところでありますけれども、国会で十分にご審議いただいた上で、御承認いただけるよう、今後も国会等の場で真摯かつ丁寧な説明につとめてまいります所存であります。

最近では、本年5月、カンボジアとの間で覚書に署名いたしました。これは、我が国の審査を経た特許がカンボジアでも実質的に審査なしで早期権利化が認められる初の試みであります。また、先ほども申し上げましたけれども、本年4月から5月にかけて、インドの新人特許審査官約300名を指導するため、日本のベテラン特許審査官9人を派遣したところでございます。

それから、国内の方に若干目を転じますと、地域創生や中小企業支援の強化といったことも重要な事項としてあげられると思います。中小企業をはじめとした知財ユーザーの経済活動を支援する知財インフラの充実・向上に取り組んでまいりたいと思います。

グローバルという観点でTPPという話もございまして。ご案内のとおり、TPPの知的財産章は、加盟国に対して高いレベルで知的財産権の保護を求める

今年度から始まった「第4期中期目標」に基づきまして、独立行政法人工業所有権情報・研修館を中核的に致しまして、全国47都道府県に設置している「知財総合支援窓口」の機能強化を行い、弁理士・弁護士はもとより、よろず支援拠点やJETRO等とも一層の連携強化を行うことで、地域の実情に応じた支援を実施いたします。さらに、中小企業や地域ブランドの海外展開を一気通貫で支援するため、外国出願・侵害係争に係る費用の助成を実施し、本年度からは紛争にかかる保険費用の補助も実施しているところでございます。



最後になりますけれども、特技懇は84名の新入会員を迎えたことを誠に嬉しく思います。また、かくも盛大な会合を準備し、円滑に運営されている幹事の皆様に感謝を申し上げます。審査官・審判官の研鑽の場であるとともに、知的財産に関わる皆様との交流の場である特技懇が、今後もますます発展していくことを祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。開催おめでとうございました。